

令和8年3月25日

▼タイトル

令和8年3月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和8年3月定例会を閉会しました。

■議案数

		議決 案件	条例 案件	予算 案件	人事 案件	請願	発議 案件	意見 書
委員会付託中の議案		2	16	16		1		
本日追加 提出議案	市長提案	1		2	2			
	議員提案						1	2
計		3	16	18	2	1	1	2
うち議決議案数(計43件)		3	16	18	2	1	1	2
継続審査件数		なし						

■本日の議決状況

○議決案件

・議第7号および議8号ならびに議第44号の3件は、可決しました。

○条例案件

・議第9号から議第24号までの16件は、原案のとおり可決しました。

○予算案件

・議第26号から議33号まで、および議第36号から議43号まで、ならびに議第45号および議第46号の18件は、原案のとおり可決しました。

○人事案件

・同意第7号（高島市副市長の選任同意）、同意第8号（高島市教育委員会教育長の任命同意）の2件が提案され、同意することに決定しました。

○請願

・請願第1号は、採択とすることに決定しました。

○発議案件

- ・発議第2号（高島市議会委員会条例の一部を改正する条例案）が提案され、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり

○意見書

- ・意見書第1号（持続可能かつ安定的な農業経営及び食料の安定供給に向けた実効性のある取組を求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり
- ・意見書第2号（燃料油価格高騰対策に関し実効的かつ継続的な措置を求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり

以上

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740（25）8140
- ファックス： 0740（25）8146

高島市議会委員会条例の一部を改正する条例

高島市議会委員会条例（平成17年高島市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中コをサとし、イからケまでをウからコまでとし、同号ア中「（予算常任委員会の所管に属する事項を除く。）」を削り、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市長直轄組織の所管に属する事項

第2条第2項第2号および第3号中「（予算常任委員会の所管に属する事項を除く。）」を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

持続可能かつ安定的な農業経営及び食料の安定供給に向けた実効性のある取組を求める意見書

我が国の農業は今、生産者の高齢化と後継者不足に加え、国際情勢の不安定化、生産資材価格の高騰、気候変動に伴う災害の激甚化や頻発化などの複合的な危機に直面し、次世代への継承が困難な状況にある。先般、農林水産省が発表した2025年農林業センサスの調査結果においても、基幹的農業従事者は5年前の調査から25.1%、34万2千人減少し、離農・廃業の加速が顕著となっている。

米や野菜の国内生産力が低下すれば、品不足、価格高騰につながり、これにより消費が落ち込むことでさらに離農が進むことが懸念され、国民の命の根幹である「食」を支える基盤がまさに、根底から揺らいでいる。

政府は、昨今の我が国の農業をめぐる大きな情勢変化を踏まえ、食料安全保障の確保を目的に、食料・農業・農村基本法の改正や新たな食料・農業・農村基本計画を策定するとともに、初動5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、施策を集中的に実行するとしている。

また、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律いわゆる食料システム法が昨年6月に公布され、令和8年4月には合理的な費用を考慮した価格形成を目的とした「価格形成に関する規制」が施行される。

こうした中、生産者、食品産業、消費者など関係者の合意の下での適正な価格形成等、万全な施策を講ずるとともに、食料安全保障の確保に向けた取組みを強力に推進することが必要不可欠である。

よって、政府及び国会においては、農業者の持続可能かつ安定的な農業経営と食料の安定供給を実現するよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 改正基本法及び新たな基本計画の実効性を確保し、食料安全保障の確保を図るため、既存予算とは別枠で確保した「農業構造転換集中対策」の実施に必要な予算において、産地負担の少ない思い切った集中対策を実施し農業者の所得増大に取り組むとともに、適切なタイミングで必要な設備投資が出来るよう、5年を超える農業構造転換集中対策を講じること。
- 2 「令和の米騒動」といわれる米不足により集荷業者は供給責任から

米の確保に努めたが、国の備蓄米放出により米需給が緩和し、需給バランスの目安となる6月末の民間在庫量が最大で229万トと、適正とされる水準を超える見込みであり、今後、米余りが加速すれば米価は急落する恐れがある。米価の安定と需給バランスを適正に戻すため、昨年放出した備蓄米59万トの買い戻しを早期に実施するとともに、新たな備蓄米制度を早急に具体化すること。

3 4月に生産費を考慮した農畜産物の価格形成に向けた「食料システム法」が全面施行される。農業者等が価格交渉の材料にできるようコストの変動を示す「コスト指標」を作成することが柱となっているが、農業者が将来展望をもって営農を継続していくため、実際にコスト割れを防げるよう運用を行うと同時に、大区画化・集約化に課題のある中山間地域等の実態も反映した個別のコスト指標の提示も含め、適正な価格形成が図られるよう万全な施策を講ずること。

4 食料自給率の向上や効率化を目的に、令和9年度から水田政策を根本的に転換し、水田活用の直接支払交付金については、これまでの「水田」という土地に着目した一律の支援から、水田か畑かにかかわらず「作物ごとの生産性向上」を支援する制度へと大きく見直すこととしている。

生産現場では農業経営への影響を不安視する農業者が多く、特に「畑地化」への推進が大きく取り上げられていることから、従来のブロックローテーションによる輪作農法の崩壊が懸念され、営農計画の立案等将来展望を描けない現状にある。

水田政策の根本的な見直しについては、地域ごとの多様な農業の実態を踏まえ、小規模・家庭経営から大規模経営まで、多様な担い手の声が反映され、安定的な農業経営及び食料の安定供給に向けた実効性のある制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月25日

滋賀県高島市議会議長 河越 安実治

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣あて

燃料油価格高騰対策に関し実効的かつ継続的な措置を求める意見書

中東情勢や為替動向等による原油価格の高騰を背景に先行きが見通せない状況にあり、燃料油価格の急騰が市民生活や市内事業活動に直接的かつ多大な影響を及ぼし始めている。運輸業や建設業はもちろんのこと、これから繁忙期を迎える農業等においても燃料費の上昇により生産コストの増大が生じており一次・二次産業分野での直接的な影響は大きくなってきている。また、プラスチック等の原料となるナフサ不足により供給制約が生じた場合には日用品のみならず医療器具等の不足が生じるおそれもあり、今後あらゆる分野において深刻な影響が生じることが懸念される。

よって、国においては、国民生活の安定を確保するため、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

【要望事項】

1 燃料油価格激変緩和対策の継続・拡充

燃料油価格抑制に係る補助金交付等の措置を、高騰前の水準になるまで柔軟かつ継続的に実施すること。

2 中小事業者等への重点支援

地方創生臨時交付金の増額などを通じ、燃料油価格高騰の影響を強く受ける市民、エネルギー多消費型の中小事業者、農林水産業者等に対し支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

滋賀県高島市議会議長 河越 安実治

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣あて